

不利益処分の内容	排水設備の修補命令		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 6 条第 2 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 修補命令の具体的な判断は、次に掲げる場合に該当した場合に、必要な範囲内において行う。 1 下水道法施行令第 8 条に定める技術上の基準に適合しない場合 2 工事が不完全なため漏水、悪臭等が生じるおそれがあり、又は正常な排水に支障が生じると認められる場合  ※ 参考 下水道法施行令第 8 条 (排水設備の設置及び構造の技術上の基準) 第 8 条 法第 10 条第 3 項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。 (1) 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。 (2) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。 (3) 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする。こと。 (4) 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。 (5) 管渠の勾配は、やむを得ない場合を除き、100 分の 1 以上とすること。 (6) 排水管の内径及び排水渠の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。こと。 (7) 汚水(冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。)を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。 (8) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。 イ もっぱら雨水を排除すべき管渠の始まる箇所 ロ 下水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所。ただし、管渠の清掃に支障がないときは、この限りでない。 ハ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の 120 倍をこえない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所 (9) ます又はマンホールには、ふた(汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた)を設けること。 (10) ますの底には、もっぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが 15 センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠の内径又は内のり幅のインバートを設けること。 (11) 汚水を一時的に貯蓄する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。			

環境 2 - 2

不利益処分の内容	指定の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 7 条の 9		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>排水設備指定工事店が、条例第 7 条の 9 各号のいずれかに該当することとなった事実が判明したときは、同条第 1 号、第 3 号（第 7 条の 8 第 1 号又は第 2 号に該当する場合に限る。）又は第 4 号に該当する場合は、指定を取り消すものとし、それ以外の場合にあつては、個々具体的な事実に基づき、故意又は悪意の有無、その程度、公共下水道の適正な管理に及ぼす影響等を総合的に判断して行う。</p>			

環境 2 - 3

不利益処分の内容	排除汚水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 12 条の 3 第 1 項第 1 号		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>水道の使用水量を排除汚水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、各々の使用者の使用水量を確認することができないときは、鳥取市水道事業管理者が認定した使用水量を排除汚水量とし、鳥取市水道事業管理者が使用水量を認定することができない場合は、条例第 12 条の 4 の規定に基づき資料の提出を求め、それぞれの使用の態様を勘案して認定する。</p>			

不利益処分の内容	排除汚水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 12 条の 3 第 1 項第 2 号		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>施行規則第 15 条の 8 の規定に基づき認定する。</p>		

不利益処分の内容	排除汚水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 12 条の 3 第 1 項第 4 号		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量はその営業に伴い公共下水道に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者が、使用期間中に使用した使用水量のうち、公共下水道に排除されない水量を計量した数値を記載した氷雪製造業者等排除汚水量申告書を、その使用期間の末日から起算して 7 日以内に提出したものに限り、その申告書の記載内容を勘案して排除汚水量を認定する。</p>		

環境 2 - 6

不利益処分の内容	原状回復等に関する指示		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 15 条第 2 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>「原状に回復することが不適當な場合」とは、例示すればおおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該物件を除却することにより固着している公共下水道の排水施設の構造に著しい損傷を及ぼすおそれがある場合</li> <li>2 当該物件を除却することが著しく不合理であるとき。</li> <li>3 当該物件がその後の社会情勢の変化等により公共下水道の排水施設へ転用することが相当であると認められる場合</li> </ol> <p>「必要な指示」とは、例示すればおおむね次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該物件を除却し、原状回復すること又は除却することを要しない旨の指示</li> <li>2 帰属管理引継ぎの手續指導</li> </ol>			

環境 2 - 7

不利益処分の内容	原状回復に関する指示（都市下水路）		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 18 条第 1 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>都市下水路については、現在指定していないため、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 20 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 条例第 20 条各号に掲げる者となった具体的な事実に基づき、その者の故意又は悪意の程度、公共下水道の機能に支障を生じる程度等を総合的に勘案して判断する。			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 21 条第 1 項及び第 2 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 具体的には、徴収を免れた者の故意又は悪意の程度、反省の有無等個々具体的な事実に基づき総合的に判断する。			

環境 2-10

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市下水道条例第 22 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>条例第 20 条及び第 21 条の「過料の賦課」の処分基準を準用する。</p>			

環境 2-11

不利益処分の内容	事実に基づく認定		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 2 条の 3		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日			
<p>処分基準を設定しない理由</p> <p>条例第 2 条の 2 に規定する申告及び届出の内容が事実と異なると認めるとき又は申告のない場合は事実に基づいて認定するものであり、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	負担金の徴収猶予の取消し又は期間の短縮		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 7 条第 3 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 受益者負担金の徴収猶予の取消し又は期間の短縮は、徴収猶予の承認を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、徴収猶予を継続することが適当でないと認められるときに行うことができる。とされている。 具体的には、条例施行規則別表第 1（受益者負担金徴収猶予基準）に定める基準に該当しないこととなった場合に、条例第 7 条第 2 項に規定する届出の有無、事情の変化の程度、この受益者負担金制度の趣旨、目的等を総合的に判断して行う。			

不利益処分の内容	延滞金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第 10 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日			
<b>処分基準を設定しない理由</b> 条例第 6 条第 3 項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金にその納付期日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.5%の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収するものであり、処分基準は設定しない。			

環境 2-14

不利益処分の内容	排水設備の補修命令		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 7 条第 2 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 12 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>修補命令の具体的な判断は、次に掲げる場合に該当したときに、必要な範囲内において行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例施行規則第 3 条に定める技術上の基準に適合しない場合</li> <li>2 工事が不完全なため漏水、悪臭等が生じるおそれがあり、又は正常な排水に支障が生じると認められる場合</li> </ol>			

環境 2-15

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市集落排水施設の設置及び管理に関する条例第 15 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>過料は、次に掲げる者に該当するときに行うが、過料の額は、個々具体的にその内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 故意又は悪意をもって第 6 条の規定による確認を受けないで、排水設備新設等を行った者</li> <li>2 故意又は悪意をもって第 10 条の規定による許可を受けないで、排水施設に固着して排水設備を設けた者</li> <li>3 故意又は悪意をもって第 11 条の規定に違反した者</li> </ol>			



不利益処分の内容	排水設備の補修命令		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 11 条第 2 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 補修命令の具体的な判断は、次に掲げる場合に該当したときに、必要な範囲内において行う。 1 条例施行規則第 6 条に定める技術上の基準に適合しない場合 2 工事が不完全なため漏水、悪臭等が生じるおそれがあり、又は正常な排水に支障が生じると認められる場合			

不利益処分の内容	排水設備の改善命令		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 14 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b> 改善命令の具体的な判断は、次に掲げる場合に該当したときに、必要な範囲内において行う。 1 条例施行規則第 6 条に定める技術上の基準に適合しない場合 2 工事が不完全なため漏水、悪臭等が生じるおそれがあり、又は正常な排水に支障が生じると認められる場合			

環境 2-18

不利益処分の内容	排除汚水量の認定		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 18 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p><b>処 分 基 準</b></p> <p>第 18 条第 1 号関係</p> <p>水道の使用水量を排除汚水量とする。ただし、2 以上の使用者が給水装置を共同で使用している場合等において、各々の使用者の使用水量を確認することができないときは、鳥取市水道事業管理者が認定した使用水量を排除汚水量とし、鳥取市水道事業管理者が使用水量を認定することができない場合は、それぞれの使用の態様を勘案して認定する。</p> <p>第 18 条第 2 号関係</p> <p>施行規則第 15 条の規定に基づき認定する。</p> <p>第 18 条第 4 号関係</p> <p>氷雪製造業その他の営業で、その営業に伴い使用する水の量はその営業に伴い処理施設に排除する汚水の量と著しく異なるものを営む使用者が、使用期間中に使用した使用水量のうち、処理施設に排除されない水量を計量した数値を記載した氷雪製造業者等排除汚水量申告書を、その使用期間の末日から起算して 7 日以内に提出したものに限り、その申告書の内容を勘案して排除汚水量を認定する。</p>			

環境 2-19

不利益処分の内容	分担金の徴収		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 20 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<p><b>処分基準を設定しない理由</b></p> <p>条例第 4 条第 2 項、条例第 20 条及び条例第 21 条により、その対象者及び額については言い尽くされているため、処分基準は設定しない。</p>			

不利益処分の内容	分担金の分割納付及び徴収延期の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 24 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b>			
<p>分担金の分割納付及び徴収延期の取消し又は期間の短縮は、分割納付又は徴収延期の承認を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により、分割納付又は徴収延期を継続することが適当でないとして認められるときに行うことができることとされている。</p> <p>具体的には、条例施行規則別表第 1（分割納付基準）又は別表第 2（徴収延期基準）に定める基準に該当しないこととなった場合に、条例第 22 条第 3 項又は条例第 23 条第 2 項に規定する届出の有無、事情の変化の程度、この分担金徴収制度の趣旨、目的等を総合的に判断して行う。</p>			

不利益処分の内容	過料の賦課		
根拠法令及び条項	鳥取市浄化槽事業条例第 30 条		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 16 年 11 月 1 日		
<b>処 分 基 準</b>			
<p>過料は、次に掲げる者に対して行うが、過料の額は、個々具体的にその内容、程度等を判断して、必要な範囲内において決定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 故意又は悪意をもって条例第 9 条第 1 項又は第 2 項の規定による確認を受けないで排水設備の新設等を行った者</li> <li>2 故意又は悪意をもって条例第 10 条の規定に違反して排水設備の新設等の工事を実施した者</li> <li>3 故意又は悪意をもって排水設備の新設等を行って条例第 11 条第 1 項の規定による届出を同項に規定する期間内に行わなかった者</li> <li>4 故意又は悪意をもって条例第 12 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出を怠った者</li> <li>5 故意又は悪意をもって条例第 13 条（第 4 項を除く。）の規定に違反した者</li> <li>6 故意又は悪意をもって条例第 27 条第 1 項の規定による承認を受けないで既設の処理施設を移動し、又は撤去した者</li> <li>7 故意又は悪意をもって条例第 4 条第 1 項、条例第 9 条第 1 項若しくは条例第 27 条第 1 項の規定による申請書若しくは書類、条例第 9 条第 2 項、条例第 11 条第 1 項若しくは条例第 12 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による届出書、条例第 18 条第 4 号の規定による申告書又は条例第 28 条の規定による資料で、不実の記載のあるものを提出した申請者、届出者、申告者又は資料の提供者</li> </ol>			

環境 2-22

不利益処分の内容	融資あっせんの決定の取消し等		
根拠法令及び条項	鳥取市水洗便所改造資金融資あっせん規則第 11 条第 1 項		
担 当 課	下水道経営課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 8 年 4 月 1 日		
処 分 基 準	<p>規則第 11 条第 1 項各号に該当することになった事項を個々具体的に判断し、故意又は悪意の程度、この融資あっせんの趣旨及び目的等を総合的に判断して行う。</p>		